

とびっこクラブ入会案内



八丈町福祉健康課厚生係

(八丈町役場1階7番カウンター)

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

電話 04996-2-5570

とびっこクラブとは

とびっこクラブは、保護者が就労などにより昼間留守になる家庭の小学生を対象とした、放課後の生活の場です。子どもたちが安心して楽しく過ごせるよう、支援員が常駐し、遊びや集団活動を行っています。

1. 対象

町内の小学校に通っていて、保護者と児童の状況が入会要件に該当すること。

2. 入会期間

4月1日から翌年3月末日の1年間です。定員に空きがある場合は、年度途中の入会もできます（7ページの「年度途中の入会について」参照）。入会は、1年ごとの申請（年度単位の利用）となりますので、現在入会されている方も、引き続き翌年度の入会を希望される場合は、あらためて申請していただく必要があります。

3. 運営日と時間

8:30	通常運営日					土曜日の利用
	月	火	水	木	金	土
18:00	○学校があるとき（始業式・終業式含む） 放課後～午後6時 おやつ時間 午後4時～4時半頃					土曜登録が承認された方で申し込みがあった場合のみ開所いたします。
	○夏休み等学校休業日 午前8時30分～午後6時 おやつ時間 午後3時～3時半頃					午前8時30分～午後6時 おやつ時間 午後3時～3時半頃
	おやつ時間より早く帰宅する場合はおやつ の提供はされません。					

※日曜日、祝日及び年未年始はお休みです。

4. 費用

日額 300円（保育料及びおやつ代）

事前にチケットを購入していただきます。

ただし、がじゅまる広場のみ利用する場合はチケット代はかかりません。

※ がじゅまる広場：学校のあるときの放課後～午後4時（三小・大小は夏時間4時半）

5. 定員

とびっこクラブは、定員を設けています。定員を超える申請があった場合には、入会できない場合があります。(ただし、平成31年度までは要件に該当し保育が必要と判断される場合はこの限りではない。)

三小とびっこクラブ	40名
大小とびっこクラブ	38名
三原小とびっこクラブ	21名

6. 入会要件

以下の①から③の要件をすべて満たしている児童が入会対象となります。

① 保護者の状況

ア 保護者の就労等が、「基準指数」のいずれかの状況にあること。

就労の場合は、1日4時間以上、月曜～土曜日の間に3日以上（4週で12日以上）勤務していること（月48時間以上の就労）。

イ 児童の保育が必要な日が、月曜～土曜日の間に3日以上（4週で12日以上）あること。

※保護者のどちらか一方が休みの日は保育が必要な日にはあたらない。

② 児童の状況

ア 保育の必要な日が3日以上（4週で12日以上）あること。

※ 保育が必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態としてクラブを欠席する日は出席日数－1日、早退する日（午後4時以前）は出席日数－0.5日として換算する。

イ 集団生活が可能であること。

ウ クラブの生活において医療的ケアを必要としないこと。

③ 指数

基準指数と調整指数を合算し5以上であること。

7. 指数

① 基準指数

保護者のうち低い方の指数を適用します。

※就労と介護等、複数の状況にある保護者の指数は、該当する指数の平均値を基準指数とします。

保護者の状況等				
就労 勤務時間が1日4時間以上、月～土に3日以上勤務をしていること。	自宅外就労（勤務日数の全日が自宅外を就労場所とする場合）		10	
	自宅内外就労（自宅内が就労場所だが、勤務日数の2分の1以上が自宅外を就労場所とする場合）		9	
	自宅内就労（勤務日数の2分の1を超える日数が自宅内を就労場所とする場合）		8	
疾病 入院または自宅療養のため、常態として児童の保育にあたれない状況にあること。	長期入院（1ヶ月以上）		10	
	自宅療養	常時臥床	10	
		精神性疾患	精神障害者保健福祉手帳1級・2級程度	10
			上記以外の程度	8
一般療養等		6		
障害 右記のいずれかの手帳を交付されており、常態として児童の保育にあたれない状況にあること。	身体	身体障害者手帳1級・2級	10	
		身体障害者手帳3級	8	
		身体障害者手帳4級	6	
	知的	愛の手帳1度・2度・3度	10	
		愛の手帳4度	8	
	精神	精神障害者保健福祉手帳1級・2級	10	
精神障害者保健福祉手帳3級		8		
看護・介護 親族等の看護・介護のため、常態として児童の保育にあたれない状況にあること。	日中1人で次の者を在宅介護 ・要介護4・5の高齢者 ・身体障害者手帳1級・2級 ・愛の手帳1度・2度 ・その他、上記同様の状態にある者	自宅外	10	
		自宅内	6	
			通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	7
	日中1人で次の者を在宅介護 ・要介護3の高齢者 ・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳3度・4度 ・その他、上記同様の状態にある者	自宅外	9	
		自宅内	5	
			通院の付添いが介護日数の2分の1以上ある場合	6
上記以外で保育が特例的に必要と認められる場合		上記のいずれかの適切な基準を適用		

※上記の「自宅内」とは、居宅の他、同一敷地または隣接敷地の建物内を含みます。

② 調整指数

条件		調整指数	備考	
保育の必要な日の日数による調整	月～土の間に週6日（4週で24日）の場合	+1		
	月～土の間に週5日（4週で20～23日）の場合	0		
	月～土の間に週4日（4週で16～19日）の場合	-1		
	月～土の間に週3日（4週で12～15日）の場合	-3		
世帯の状況による調整	ひとり親世帯	1・2年生	+2	※単身赴任中の場合、離婚調停中・行方不明・配偶者の虐待による逃避の場合を含む。
		3・4・5・6年生	+1	
	両親の不存在等により親族等が養育している世帯	+2		
祖父母の状況による調整	同居又は同一敷地内の建物（隣接敷地内及び集合住宅を含む）に居住の75歳未満の祖父母がいて、児童の保育にあたれない要件が確認できない場合	-2	※両親の不存在等により祖父母が養育している場合は、適用しない。 ※児童の保育にあたれない要件の確認は「基準指数」の保護者の状況等に準ずる。	
	近隣（自宅より概ね500m以内）に居住の75歳未満の祖父母がいて、児童の保育にあたれない要件が確認できない場合	-1		
学年による調整	1年生	+1	※特別支援児童は適用しない。	
	2年生	0		
	3年生	-2		
	4年生	-3		
	5年生	-4		
	6年生	-5		
特別支援児童	1年生	+1		
	2～6年生	0		
利用時間による調整	保育の必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態としてとびっこクラブを欠席又は早退する日がある場合	週2日以上	-2	※早退は、0.5日として換算する
		週1～1.5日	-1	
八丈町の税金（保育料等）を過去3ヶ月以上滞納している場合		-3	※入会決定時点の納付状況による	

8. 土曜日登録について（別途申請が必要です）

保護者双方の土曜日の勤務が定期的に（月1回以上）ある場合に登録できます。
土曜日登録が承認された場合、保護者双方ともに勤務のある日のみ利用できます。
※産休・育休中の利用はできません。

9. 入会の順位について

平成30年2月28日までに申請された方を対象に審査をし、指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、定員まで、入会を決定します。

指数が同じ児童が複数いる場合は、児童の保育が必要な状態を総合的に勘案し、原則として次の順位により入会を決定します。

- ① 特別支援児童（ただし、特別支援児童の入会枠の範囲に限る。）
- ② 学年の低い児童
- ③ 保育の必要な日のうち出席日数の多い児童
- ④ 保育の必要な日の日数の多い児童
- ⑤ 保育の必要な日の判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童
- ⑥ 保護者の就労等が自宅外の児童
- ⑦ ひとり親世帯・両親の不存在等により親族等が養育している世帯の児童
- ⑧ 同居又は同一敷地内の建物（隣接敷地内及び集合住宅を含む）に居住の祖父母がいない児童
- ⑨ その他（諸般の事情等を総合的に判断する。）

申請から入会まで

1. 申請期間など

入会申請書類の配布期間	平成30年2月6日から八丈町福祉健康課厚生係および各とびっこ教室で配布します。 (八丈町のHPからもダウンロードできます)
入会申請受付期間	平成30年2月13日から平成30年2月28日まで 申請先：八丈町福祉健康課厚生係 ※学校では受け付けません。
入会審査結果通知書の発送	平成30年3月12日頃

2. 申請に必要な書類

① 申請書

申請書はお子さん一人につき一部提出してください。

書類名	内容
入会申請書	月～金曜日までの利用申請です。
土曜利用申請書	土曜日の利用を申請する場合に必要です。

② 就労等の状況を証明する書類

保護者双方の書類が必要になります。

兄弟姉妹など二人以上が入会する場合、保護者一名につき各一部でかまいません。

転職、異動等で状況が変わった場合は、新たに出し直してください。

保護者の状況	書類名	内容
雇用されている方	就労証明書 復職証明書 (4月中に育休から復職される方)	勤務先で記入してもらってください。 ※4月1日現在育児休業中の場合は対象になりません。ただし、4月中に復職予定の方は対象とします。就労証明書に復職予定日を記入して、復職後に復職証明書を提出してください。
ご自身が証明者になる方(自営業・事業主・フリーランスなど)	就労状況申告書 就労等実績申出書 (週単位) または (月単位) 証明書類	ご自身でご記入ください。 過去1週間または1か月の就労実態を、就労等実績申出書〔週単位〕または〔月単位〕にご記入ください。 併せて、仕事の内容・仕事量が証明できる書類のコピーを添付してください。
内職をしている方	就労証明書 就労等実績申出書 (週単位)	就労証明書を内職発注元に記入してもらってください。就労等申出書〔週単位〕は、ご自身で状況を記入してください。
入院・療養等の方	申出書 就労等実績申出書 (週単位) 診断書等	ご自身で、申出書に状況を記入し、就労等実績申出書〔週単位〕に過去1週間の実績を記入してください。併せて、診断書など状況のわかるものを添付してください。 ※産休の場合は、母子手帳(出産予定日の書かれたページ)の写しを添付してください。
障害のある方	申出書 手帳の写し	ご自身で、申出書に状況を記入してください。併せて、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。
看護・介護をしている方	申出書 就労等実績申出書 (週単位) 診断書・介護保険証等	ご自身で、申出書に状況を記入し、就労等実績申出書〔週単位〕に過去1週間の実績を記入してください。併せて、介護保険証や障害者手帳または愛の手帳の写し、診断書やケアプランの写しなど状況のわかるものを添付してください。

■同居・同一敷地内・近隣(自宅より概ね500m以内)在住の75歳未満の祖父母がいる場合

祖父母が就労等により児童の保育にあたれない場合は、上記の「②就労等の状況を証明す

る書類」に準じて、その状況を証明する必要な書類を提出してください。

なお、児童の保育にあたれない理由として、ボランティアや生涯学習活動などをされている場合は、「申出書」とその状況が確認できるものを提出してください。

■会社経営・自営・個人事業主の方へ

ご自分が就労の証明者になる場合には、「就労状況申告書」および「就労等実績申出書〔週単位〕」または「就労等実績申出書〔月単位〕」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

例えば、下表のような、事業主の名前・開設している住所などが明記された証明書の写しや、仕事の内容や時間などがわかるものです。

仕事の種類・形態等	添付書類
飲食店を開設している	保健所等が発行している飲食店営業許可の写し および営業時間の載っているチラシなど
美容院・理容院等を開設している	保健所等が発行している確認証の写し および営業時間が載っているチラシなど
個人経営の病院や歯科医院などを開業している	保健所等が発行している開設許可証の写し および診療時間が載っている診察券など
会社を経営している	営業許可の写し および会社のチラシなど
ピアノ教室・塾などを開設している	教室の案内書など
事業・仕事を個人で請け負っている	契約書の写し および受注票など
フリーライター・執筆業・漫画家・翻訳家・研究者など	契約書の写し および執筆した書籍・記事などで署名が付記されているものなど
フリーの技術者	契約書の写し およびシフト表など
Webデザイナー	受注票など。HPの場合は、個人の住所・名前が明記されているもの

■育児休業取得の場合

育児休業取得中は、とびっこクラブには入会できません。（年度途中で育児休業に入られた場合は退会となりますので、「退会届」を提出してください。）

ただし、4月中に復職する場合のみ、新年度の入会受付期間に申請することができます。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらい、備考欄に育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに、「復職証明書」を提出してください。

なお、産休中は申請ができますが、土曜日利用の申請はできません。

3. 年度途中の入会について

年度途中で転入、保護者が就職、就労時間増による変更など特別な事情がある場合は、随時入会の申請ができます。入会審査には1週間程度かかりますので、実際の入会はそれ以降となります。ただし、定員に達している場合は入会できませんので、あらかじめ各クラブの空き状況をご確認ください（平成31年度までは緩和措置あり）。

入会後のとびっこクラブの利用のしかた

1. チケット購入

- ★チケットは1枚から購入可能です。福祉健康課厚生係または各出張所で購入してください。（購入できる時間：土日祝日をのぞく午前9時～午後5時）
- ★チケットの有効期間は、毎年4月1日から翌年5月31日です。払い戻し等は出来ませんのでご注意ください。
- ★イベント時に、チケットのほか材料費や入場料を徴収することがあります。

2. 利用について

- ★連絡帳とチケットを毎回持参します（がじゅまる広場のみを利用する場合は不要です）。連絡帳とネームプレートホルダーは福祉健康課厚生係で配布しています。ネームプレートホルダーはチケット入れとしてご利用ください。年度を越えて継続利用する児童の連絡帳は中身を差し替えて毎年使っています。紛失・破損時のみ再度お渡しします。
- ★出席する場合は、1週間前までに電話・メール・連絡帳等で教室まで連絡してください。出席の予定が欠席になった場合も上記のいずれかの方法で必ず連絡をしてください。
- ★入会の必要がなくなったり、入会要件を満たさなくなった場合は「退会届」をご提出ください。なお、入会要件に該当しなくなった場合や連絡なく長期にわたって欠席された時は入会を取り消す場合もあります。

3. 連絡帳利用方法

- ★連絡帳は出欠をはじめ、お子様の状況について記入してください。
- ★連絡帳は支援員が予定表に書き込み後、記入欄にチェックをしてお返しします。予定が早くわかる方はできるだけ先までの記入をお願いいたします。
- ★支援員が記入欄チェック後に予定を変更した場合は、通信欄にその旨を記入してください。その他連絡事項がありましたら、通信欄に記入をお願いいたします。

4. 保護者の方の送り迎え

- ★午後4時（三小・大小は夏時間午後4時30分）を過ぎる場合は必ず保護者の方の送り迎えが必要になります。

5. 弁当について

- ★夏休み等学校休業日の1日預かり実施期間は弁当持ちが可能です。とびっこ教室で預かりますので登校後、朝、支援員へ渡してください。

6. 禁止していること

- ★飲食物・遊具の持ち込みは禁止です。（水分補給の飲料を用意しています）
- ★他の教室に入らないようにしましょう。
とびっこクラブに参加したら、他の教室には入れません。（とびっこクラブに参加した時点で学校から帰宅したことになるので、とびっこクラブに参加する前に教室に忘れ物が無いか確認してから参加するよう、お子様にお伝えください）
- ★自転車通学は、禁止です。

7.保険…とびっこクラブでは保険登録（傷害保険：本人がケガをした場合、賠償責任保険：他人にケガをさせた場合）しております。

《保険の適用範囲の例》						
(①は学校の保険、②はとびっこの保険、③は保険適用外です。)						
学校→とびっこクラブ→自宅		学校→自宅→とびっこクラブ→習い事→自宅				
①	②	①	②	②	③	

(連絡先)

	電話番号	メールアドレス
三小とびっこ	080-1211-3955	san-sho.hokago@docomo.ne.jp
大小とびっこ	090-7734-4631	oh-sho.hokago@docomo.ne.jp
三原小とびっこ	090-4677-7066	mihara-sho.hokago@docomo.ne.jp

※ 携帯電話は支援員の勤務時間のみ電源が入っています。

※ それ以外の緊急の連絡は厚生係2-5570までお願いします。

とびっこクラブQ&A

Q 産休・育休中は入会できますか？

A 産休中は要件が認められますが、育休中は入会要件になりません。ただし、4月中に復職予定の場合は、4月1日から利用できます。就労証明書に復職日や、復職した場合の勤務日等を記載して提出してください。復職後には「復職証明書」を提出してください。

Q 途中外出はできるのでしょうか。

A クラブからの途中外出は、病院への通院・学校の調べ物、夏休みの学校のプール授業等の場合に可能です。その他の理由（習い事、友達の家に出かけるなど）では途中外出はできませんので、早退又は欠席になります。

Q おやつ時間より前に早退する場合には、その日のおやつは持ち帰ることができるのでしょうか。

A 持ち帰りはさせていません。

Q とびっこクラブもがじゅまる広場も利用したいのですが、2枚の申請書の提出が必要ですか？

A 必要です。

とびっこクラブは利用する児童ごとに1枚ずつ申請書を提出してください。

がじゅまる広場は1世帯ごとに1枚、申請書を提出してください。

【補足】「保育の必要な日」と「出席日数」の考え方

①保護者の通勤等が重なっている日が、「保育の必要な日」となり、それが月～土に3日以上あることが要件です。

〈例1〉

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週5日就労	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
	母	週3日就労	休	勤務	勤務	勤務	休	休	休
保育の必要な日の判定			あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	

⇒保育の必要な日が3日となり、対象となる。

〈例2〉

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週4日就労	休	勤務	勤務	勤務	勤務	休	勤務
	母	週3日就労	勤務	休	勤務	休	休	勤務	休
保育の必要な日の判定			あたらない	あたらない	○	あたらない	あたらない	あたらない	

⇒保育の必要な日が1日となり、対象とならない。

②保育の必要な日の出席日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事・塾等に行っている場合は差し引いて換算します。

〈例3〉

			月	火	水	木	金	土	日
保育の必要な日の判定			あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	あたらない
児童の状況			塾	出席	出席	出席	塾		

⇒保育の必要な日でクラブに出席する日が3日以上あるので対象となる。

〈例4〉

			月	火	水	木	金	土	日
保育の必要な日の判定			あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	あたらない
児童の状況				塾で欠席	塾で欠席	出席			

⇒保育の必要な日でクラブに出席する日が3日未満なので対象とならない。

〈例5〉

			月	火	水	木	金	土	日
保育の必要な日の判定			○	○	○	○	○	あたらない	あたらない
児童の状況			塾で早退 3時帰り	塾で欠席	出席	出席	塾で早退 3時帰り		

⇒保育の必要な日（5日）でクラブを欠席する日が1日（-1日）、午後4時前の早帰りの日が2日（-0.5日×2=-1日）あるので、出席は3日となり、対象となる。

申請要件確認シート

STEP 1 <保護者の就労の場合の要件> 就労以外の場合の要件はP.3参照

要件	1日に4時間以上である	月曜～土曜で3日以上（4週で12日以上）である
父		
母		

●上記項目をすべて満たしていることが必要です。

STEP 2 <保育の必要な日等の判定>

		月	火	水	木	金	土	日	計
保護者の就労等 *就労している日に○	父							/	
	母							/	
①保育の必要な日の判定 *あたる日に○								/	
②児童の欠席状況 *「保育の必要な日」の欠席日に×								/	
③児童の早退状況 *「保育の必要な日」の早退日に△								/	

「保育の必要な日」が月～土に3日以上（4週で12日以上）あり、その日に欠席する日数を－（マイナス）します。早退する日（午後4時以前）は1回につき－0.5日として換算します。

① 日（○の数）－② 日（×の数）－③ 日（△の数×0.5）＝ 日

- 3日以上になる⇒要件あり。
- 3日未満になる⇒要件がないので申請はできません。

要件のある場合は、指数を計算してみてください。

STEP 3 <指数の算定>

基準指数		
調整指数	保育の必要な日数調整	
	世帯状況による調整	
	祖父母による調整	
	学年による調整	
	利用時間による調整	
	その他	
合計		

- 5以上になる⇒申請対象です。
- 5未満になる⇒クラブの対象にはなりません。